

2020年1月10日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

コモンズ投信株式会社
代表取締役社長 伊井 哲朗 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等（2019年12月末現在）

資本金	7億7,594万7,500円
発行可能株式総数	90,000株
発行済株式総数	66,402株
最近5年間における資本金の額の増減	
2015年3月	資本金5億2,921万1,250円に増資
2015年10月	資本金6億8,094万1,250円に増資
2018年12月	資本金7億95万5,000円に増資
2019年3月	資本金7億7,594万7,500円に増資

(2) 委託会社の機構（2019年12月末現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

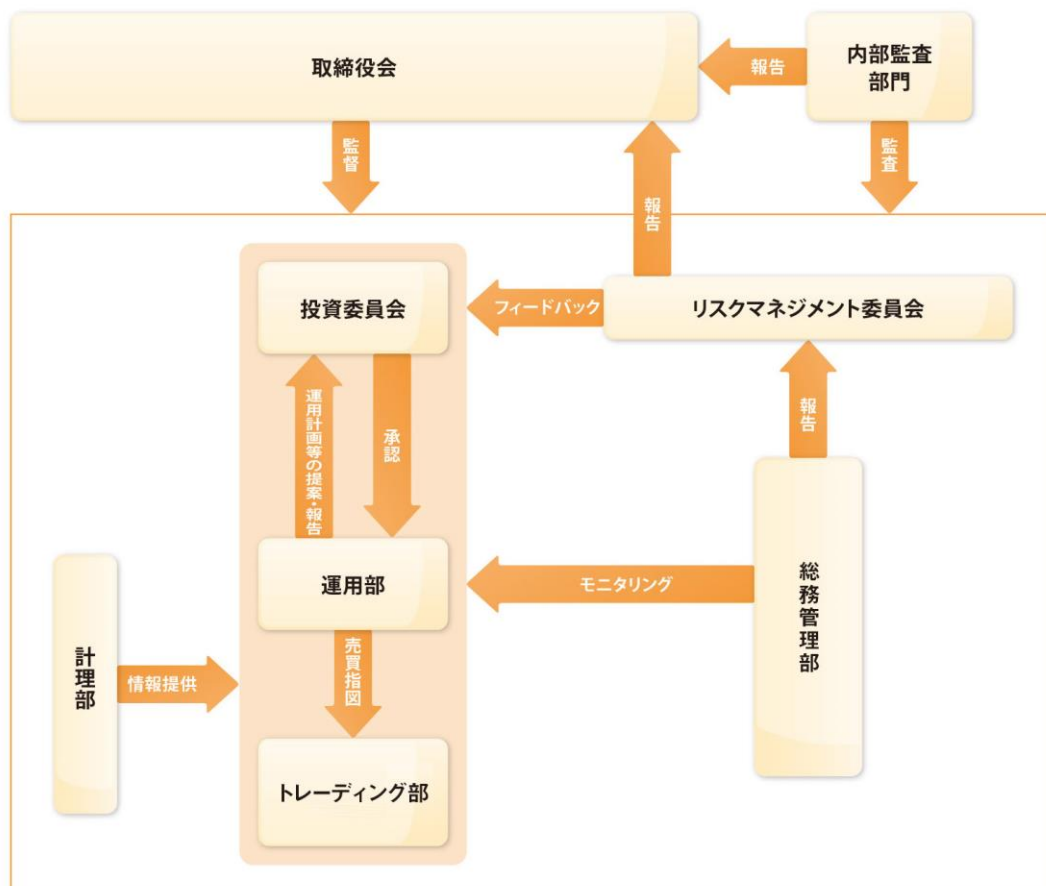
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・ 投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・ 運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2019年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2019年12月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	5	35,871

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所の場合は、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、前事業年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)および当事業年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成 30 年 7 月 2 日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (平成 30 年 3 月 31 日現在)			当事業年度末 (平成 31 年 3 月 31 日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
I. 流動資産							
現金及び預金			45,953			180,902	
直販顧客分別金信託			122,891			127,209	
立替金			1,000			100	
前払費用			1,690			2,258	
前払金			742			904	
未収委託者報酬			61,990			58,856	
未収収益			30			526	
未収入金			1			11	
未収消費税等			-			14	
差入保証金			672			672	
流動資産計			234,971	96.2		371,455	97.6
II. 固定資産							
投資その他の資産							
差入保証金			9,385			9,138	
その他			10			10	
投資その他の資産合計			9,395	3.8		9,148	2.4
固定資産計			9,395	3.8		9,148	2.4
資産合計			244,366	100.0		380,604	100.0

		前事業年度末 (平成 30 年 3 月 31 日現在)			当事業年度末 (平成 31 年 3 月 31 日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I. 流動負債							
関係会社短期借入金	※1		50,000			70,000	
リース債務			-			682	
預り金			24,815			8,971	
顧客からの預り金			10,318			5,686	
前受金			443			368	
未払費用			16,900			17,814	
未払金			14,804			17,471	
未払法人税等			4,423			5,672	
未払消費税等			460			-	
流動負債計			122,166	50.0		126,667	33.3
II. 固定負債							
リース債務			-			2,244	
固定負債計			-	-		2,244	0.6
負債合計			122,166	50.0		128,911	33.9
(純資産の部)							
I. 株主資本							
資本金			680,941	278.7		775,947	203.9
資本剰余金							
資本準備金		680,941			775,947		
資本剰余金計			680,941	278.7		775,947	203.9
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,239,681			△1,300,201		
利益剰余金計			△1,239,681	△507.3		△1,300,201	△341.6
株主資本計			122,200	50.0		251,693	66.1
純資産合計			122,200	50.0		251,693	66.1
負債・純資産合計			244,366	100.0		380,604	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)			当事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I. 営業収益							
委託者報酬			258,322			279,722	
その他営業収益			3,177			3,335	
営業収益計			261,500	100.0		283,057	100.0
II. 営業費用							
広告宣伝費			10,561			9,411	
事務委託費			87,639			94,500	
支払手数料			59,831			69,970	
その他			6,208			6,960	
営業費用計			164,241	62.8		180,842	63.9
III. 一般管理費							
給料			109,223			100,104	
役員報酬		21,900			22,102		
給料手当		87,323			78,001		
法定福利費			14,680			13,430	
租税公課			6,173			7,881	
地代家賃			8,445			8,445	
支払報酬			6,618			7,575	
固定資産減価償却費			2,092			869	
その他			21,932			18,523	
一般管理費計			169,167	64.7		156,830	55.4
営業損失			71,908	△27.5		54,615	△19.3

		前事業年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)			当事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
IV. 営業外収益							
受取利息			8			2	
受取手数料			986			1,281	
その他			1			0	
営業外収益計			996	0.4		1,284	0.5
V. 営業外費用							
支払利息			131			625	
株式交付費			-			755	
その他			46			48	
営業外費用計			178	0.1		1,429	0.5
経常損失			71,090	△27.2		54,761	△19.3
VI. 特別損失							
減損損失	※1		7,712			4,809	
特別損失計			7,712	2.9		4,809	1.7
税引前当期純損失			78,802	△30.1		59,570	△21.0
法人税、住民税及び事業税			950	0.4		950	0.3
当期純損失			79,752	△30.5		60,520	△21.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合計		
				繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,159,929	△ 1,159,929	201,953	201,953
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752
平成30年3月31日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,239,681	△ 1,239,681	122,200	122,200

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合計		
				繰越利益 剰余金			
平成30年4月1日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,239,681	△ 1,239,681	122,200	122,200
新株の発行	95,006	95,006	95,006	—	—	190,012	190,012
当期純損失	—	—	—	△ 60,520	△ 60,520	△ 60,520	△ 60,520
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	95,006	95,006	95,006	△ 60,520	△ 60,520	129,492	129,492
平成31年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,300,201	△ 1,300,201	251,693	251,693

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15 年

器具備品 5 年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

2. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

当社は当会計年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）等を適用しています。これにより税効果会計関係注記を変更しています。

この結果、税効果会計関係注記において税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しています。ただし、当該内容のうち前会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成30年3月31日）

※ 有形固定資産の減価償却累計額 7,690千円

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	—	100,000千円
借入実行残高	—	50,000千円
差引額	—	50,000千円

当事業年度（平成31年3月31日）

※ 有形固定資産の減価償却累計額 8,228千円

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	50,000千円	70,000千円
差引額	50,000千円	30,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

※1 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社	事業用資産	建物附属設備	4,042
		器具備品	1,094
		ソフトウェア	2,575

当社は、全社を単一としてグルーピングしており、上記の資産については営業活動から生ずる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額の算定に当たっては、使用価値を零として減損損失を算定しております。

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

※1 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社	事業用資産	器具備品	113
		リース資産	2,680
		ソフトウェア	2,015

当社は、全社を単一としてグルーピングしており、上記の資産については営業活動から生ずる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額の算定に当たっては、使用価値を零として減損損失を算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	43,961	—	—	43,961
合計	57,957	—	—	57,957

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	43,961	8,445	—	52,406
合計	57,957	8,445	—	66,402

（変動事由の概要）

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資に伴う新株発行による増加 C 種類株式 8,445 株

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 31 年 3 月 31 日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	45,953	45,953	—
(2) 直販顧客分別金信託	122,891	122,891	—
(3) 未収委託者報酬	61,990	61,990	—
(4) 差入保証金(※1)	10,057	8,743	△1,313
資産計	240,892	239,578	△1,313
(1) 関係会社短期借入金	50,000	50,000	—
(2) 未払費用	16,900	16,900	—
(3) 未払金	14,804	14,804	—
(4) 未払法人税等	4,423	4,423	—
負債計	86,128	86,128	—

当事業年度（平成31年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	180,902	180,902	—
(2) 直販顧客分別金信託	127,209	127,209	—
(3) 未収委託者報酬	58,856	58,856	—
(4) 差入保証金(※1)	9,810	8,775	△1,035
資産計	376,779	375,744	△1,035
(1) 関係会社短期借入金	70,000	70,000	—
(2) 未払費用	17,814	17,814	—
(3) 未払金	17,471	17,471	—
(4) 未払法人税等	5,672	5,672	—
(5) リース債務(※2)	2,927	2,918	△9
負債計	113,886	113,877	△9

(※1) 差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

(※2) リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払費用、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	45,953	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	122,891	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	61,990	—	—	—
(4) 差入保証金	672	—	9,385	—
合 計	231,506	—	9,385	—

当事業年度（平成 31 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	180,902	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	127,209	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	58,856	—	—	—
(4) 差入保証金	672	9,138	—	—
合 計	367,640	9,138	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) 関係会社短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
合 計	50,000	—	—	—	—	—

当事業年度（平成 31 年 3 月 31 日）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) 関係会社短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
(2) リース債務	682	695	707	720	121	—
合 計	70,682	695	707	720	121	—

（有価証券関係）

前事業年度末（平成 30 年 3 月 31 日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度末（平成 31 年 3 月 31 日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日)
未払事業税	1,354 千円	1,445 千円
税務上の繰越欠損金	348,799 千円	318,569 千円
減価償却超過額	3,385 千円	4,336 千円
繰延税金資産小計	353,539 千円	324,351 千円
税務上の繰越欠損金に係る	△ 353,539 千円	△ 318,569 千円
評価性引当額		
将来減算一時差異等の合計に	—	△ 5,782 千円
係る評価性引当額		
繰延税金資産合計	—	—

※評価性引当額が 29,188 千円減少しております。この減少の内容は税務上の繰越欠損金において繰越期限切れにより当該金額が減少したことに伴うものであります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金	46,899	44,257	43,394	41,250	40,634	102,132	318,569
評価性引当額	△46,899	△44,257	△43,394	△41,250	△40,634	△102,132	△318,569
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

（資産除去債務等関係）

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親法人及び法人主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	(株)静岡 銀行	静岡県 静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接 22.4%	資金の 借入	資金の 借入(純額) (注)	50,000	関係会 社短期 借入金	50,000
							支払利息 (注)	131	—	—

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	(株)静岡 銀行	静岡県 静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接 22.4%	資金の 借入	資金の 借入(純額) (注)	20,000	関係会 社短期 借入金	70,000
							支払利息 (注)	577	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注) 資金の借入については、市場金利を勘案して、借入利率を合理的に決定しております。なお担保の提供はありません。

2. 親法人又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所のは、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 13 期中間会計期間(2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (2019 年 9 月 30 日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
I. 流動資産				
現金及び預金			78,005	
直販顧客分別金信託			147,187	
立替金			510	
前払費用			4,003	
前払金			201	
未収委託者報酬			64,180	
未収収益			46	
未収入金			0	
差入保証金			672	
流動資産計			294,808	97.0
II. 固定資産				
投資その他の資産				
差入保証金			9,015	
その他			10	
投資その他の資産合計			9,025	3.0
固定資産計			9,025	3.0
資産合計			303,833	100.0

		当中間会計期間末 (2019 年 9 月 30 日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)				
I. 流動負債				
リース債務			688	
預り金			36,198	
顧客からの預り金			9,230	
前受金			371	
未払費用			17,033	
未払金			12,710	
未払法人税等			4,687	
未払消費税等	※1		566	
流動負債計			81,488	26.8
II. 固定負債				
リース債務			1,898	
固定負債計			1,898	0.6
負債合計			83,386	27.4
(純資産の部)				
I. 株主資本				
資本金			775,947	255.4
資本剰余金				
資本準備金		775,947		
資本剰余金計			775,947	255.4
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,331,448		
利益剰余金計			△1,331,448	△438.2
株主資本計			220,446	72.6
純資産合計			220,446	72.6
負債・純資産合計			303,833	100.0

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			142,529	
その他営業収益			793	
営業収益計			143,322	100.0
II. 営業費用				
広告宣伝費			4,867	
事務委託費			48,288	
支払手数料			37,424	
その他			2,771	
営業費用計			93,352	65.1
III. 一般管理費				
給料			47,823	
役員報酬		10,816		
給料手当		37,006		
法定福利費			6,541	
租税公課			4,348	
地代家賃			4,222	
支払報酬			8,424	
その他			10,380	
一般管理費計			81,741	57.0
営業損失			31,770	△22.2

		当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
IV. 営業外収益				
受取利息			1	
受取手数料			1,042	
その他			0	
営業外収益計			1,044	0.7
V. 営業外費用				
支払利息			24	
その他			20	
営業外費用計			44	0.0
経常損失			30,771	△21.5
税引前中間純損失			30,771	△21.5
法人税、住民税及び事業税			475	0.3
中間純損失			31,246	△21.8

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合計		
				繰越利益 剰余金			
2019年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,300,201	△ 1,300,201	251,693	251,693
当中間期変動額							
中間純損失				△ 31,246	△ 31,246	△ 31,246	△ 31,246
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 31,246	△ 31,246	△ 31,246	△ 31,246
2019年9月30日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,331,448	△ 1,331,448	220,446	220,446

重要な会計方針

1. 固定資産の償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日）

※ 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

（単位：千円）

建物附属設備	8,688
器具備品	4,253
リース資産	3,217
合計	16,158

※1 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計 期間末株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

（変動事由の概要）

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきまして、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが 1 ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定に置いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（2019 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	78,005	78,005	—
(2) 直販顧客分別金信託	147,187	147,187	—
(3) 未収委託者報酬	64,180	64,180	—
(4) 差入保証金(※1)	9,687	8,817	△869
資産計	299,061	298,191	△869
(1) 未払費用	17,033	17,033	—
(2) 未払金	12,710	12,710	—
(3) 未払法人税等	4,687	4,687	—
(4) リース債務(※2)	2,587	2,580	△7
負債計	37,018	37,011	△7

※1 差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

※2 リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当中間会計期間末（2019 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	78,005	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	147,187	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	64,180	—	—	—
(4) 差入保証金	672	8,028	—	—
合 計	290,045	8,028	—	—

4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
当中間会計期間末（2019年9月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(4) リース債務	688	701	714	483	—	—
合 計	688	701	714	483	—	—

（有価証券関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務等関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額	△66,175 円 21 銭
1 株当たり中間純損失	2,232 円 52 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. A 種類株式（無配当株式）及び B 種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1 株当たり情報の算定対象に含めております。

C 種類株式は、配当優先株式であるため、1 株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1 株当たり純資産額は純資産から C 種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	220,446 千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635 千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635 千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△926,188 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996 株
（うち A 種類株式）	(116 株)
（うち B 種類株式）	(13,880 株)

※1. 純資産から C 種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純損失	31,246 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純損失	31,246 千円
普通株式の期中平均株式数	13,996 株
（うち A 種類株式）	(116 株)
（うち B 種類株式）	(13,880 株)

(追加情報)

1 株当たり情報については、前事業年度まで普通株式が存在しないため該当事項はないものとしておりましたが、当中間会計期間より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4

号)に従い、A 種類株式及び B 種類株式を「普通株式と同等の株式」として取り扱い、1 株当たり情報を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2020 年 1 月 24 日

作成基準日 2020 年 1 月 9 日

本店所在地 東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 5 号
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

令和元年6月6日

コモンズ投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020 年 1 月 9 日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の中間会計期間（2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の 2019 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。